

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第十二条（略）

2～3（略）

4 青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日）から令和七年三月三十一日（同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日）までの期間のうち政令で定める期間内に、同表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備（第一項若しくは第二項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を当該地区内において当該個人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十八）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

| 地 区   | 事 業             | 設 備  |
|---|-----------------|--|
| 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地域及びこれに準ずる地域として政令で定める地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区 | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの       |
| 二 半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区（前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）         | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該政令で定める地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |
| 三 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）        | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該政令で定める地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |
| 四 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区（第一号の  | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該政令で定める地区内において営む当該事業の用に供される設備             |

|                      |  |              |
|----------------------|--|--------------|
| 上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。) |  | で政令で定める規模のもの |
|----------------------|--|--------------|

- 5 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定(当該産業振興機械等について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。)にかかわらず、当該産業振興機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額(その年の翌年において当該産業振興機械等につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。)とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。
- 6 第十一条第三項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。
- 7 前項に定めるもののほか、第二項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日(次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日)から令和七年三月三十一日(同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日)までの期間のうち政令で定める期間内に、同表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合(中小規模法人以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。)において、その取得等をした設備(前二項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。)を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき(当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。)は、その用に供した日(以下この項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。)の償却限度額は、供用日以後五年以内(同項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受けるときは、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受けるときは、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十二(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受けるときは、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

| 地 区   | 事 業          | 設 備                  |
|---|--------------|----------------------|
| 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定め | 製造業その他の政令で定め | 当該地区内において営む当該事業の用に供さ |

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
| る地域及びこれに準ずる地域として政令で定める地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区   | る事業             | れる設備で政令で定める規模のもの                           |
| 二 半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区(前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)  | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該政令で定める地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |
| 三 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区(第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。) | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該政令で定める地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |
| 四 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区(第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)             | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該政令で定める地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |

- 4 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)により前項の規定の適用を受けている産業振興機械等の移転を受け、これを当該法人の同項の表の各号の中欄に掲げる事業(当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。)の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。
- 5 第四十三条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。
- 6 前項に定めるもののほか、第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (令和五年三月三十一日法律第三号) 抄

(個人の減価償却に関する経過措置)

第二十九条 (略)

2 (略)

- 3 新租税特別措置法第十二条(第四項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等(租税特別措置法第十二条第二項に規定する取得等をいう。以下この項において同じ。)をする新租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十二条 (略)

2～3 (略)

- 4 新租税特別措置法第四十五条(第三項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等をいう。以下この項において同じ。)をする新租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。